

秋田市告示第150号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、特定計量器定期検査手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の所在地および氏名  
秋田市川尻若葉町1番5号  
一般社団法人 秋田県計量協会  
会長 森 洋
- 2 委託契約期間  
令和5年6月1日から同年12月28日まで